

愛媛県土木部公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務委託 一般競争入札実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、愛媛県土木部が所掌する公共事業に必要な土地の取得に伴う公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務（以下「公共嘱託登記業務」という。）における入札業務の効率化及び発注期間の短縮化を図り、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、一般競争入札を実施するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 公共嘱託登記業務委託とは、愛媛県土木部が所掌する公共事業に必要な土地の取得に伴う不動産の表示に関する登記において、必要な調査、測量、書類等の作成、地図訂正及びその登記の嘱託の業務を公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人へ委託するものをいう。

（対象業務）

第 3 条 原則として、公共嘱託登記業務は一般競争入札により実施する。ただし次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 設計金額が 50 万円を超えない業務
- (2) 災害復旧工事等急施を要する工事に必要な土地の取得に伴う業務
- (3) 追加買収や買収線の変更等で、過去に実施した境界立会の成果を活用することが合理的な場合

（入札の公告等）

第 4 条 発注者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「規則」という。）第 132 条第 1 項の規定に基づき、県ホームページ又は県の掲示板により公告するものとする。

2 入札の公告は、別添標準入札公告例によるものとする。

（入札参加資格）

第 5 条 入札に参加する者に必要な資格は、令第 167 条の 6 に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 入札をする日（郵送の場合は、その郵便物の通信日付

印により表示された日、持参の場合は持参する日) から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(4) 次のいずれかに該当し、業務を円滑に実施できる体制を有している者であること。

ア 愛媛県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士(土地家屋調査士法人の社員である者を除く。)又は土地家屋調査士法人で、この公告の公告日の前日から過去2年間に、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に基づく処分を受けていない者であること。

イ アに該当する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人を構成員とする共同事業体であること。

ただし、単独で入札に参加する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が同時に共同事業体の構成員として入札に参加すること及び土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が同時に複数の共同事業体の構成員となり入札に参加することはできない。

ウ 愛媛県内に事務所を有する公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

(6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること(共同事業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同事業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。)

(7) 不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)の規定による、官庁又は公署の嘱託登記に関する業務について、この公告の公告日の前日から過去3年間に、2回以上、誠実に履行を完了した実績(共同事業体の構成員としての実績及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会の復代理人としての実績を含む。)を有していること。

(8) その他業務毎に必要なと認める事項

(入札参加資格の決定)

第6条 前条に規定する資格は、当該業務を発注する地方機関の長が決定するものとする。

(入札参加資格確認資料の提出)

第 7 条 一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から入札時に入札参加資格確認資料（様式第 1 号。以下「確認資料」という。）の提出を求めるとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 確認資料の作成方法は、県ホームページに掲載するとともに、提出方法及び提出期間については、公告において明らかにするものとする。

3 発注機関において示す様式は、確認資料については様式第 1 号に準じて作成するものとする。

（入札参加資格の事前確認）

第 8 条 発注者は、一般競争入札の入札に参加しようとする者が、第 5 条第 1 号から第 8 号までに規定する入札参加資格を有しているかどうかの確認を、全ての入札参加者について開札執行前に行うものとする。

2 発注者は、前項において入札参加資格を有していないと認められた者については、入札参加資格不適合通知書（様式第 2 号）を送付するとともに、規則第 139 条に基づき当該入札を無効とする。

3 前 2 項の規定による事前確認の内容とその方法については、公告において明らかにするものとする。

（入札説明書等の交付）

第 9 条 次に掲げる書類は、県ホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、発注機関において交付するものとする。

- (1) 愛媛県建設工事入札者心得
- (2) 設計図書等貸与申請書
- (3) その他業務毎に必要なと認めるもの

2 次に掲げる入札関連書類は、発注機関において交付するものとする。

- (1) 入札説明書
- (2) 入札書様式
- (3) 確認資料様式
- (4) 質問書様式
- (5) その他業務毎に必要なと認めるもの

（設計図書等の閲覧）

第 10 条 設計図書等は、閲覧所において閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法は、公告において明らかにするものとする。

- 3 設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始することとし、開札日の前日まで行うものとする。
- 4 質問書の提出は原則として書面により行うものとし、提出方法、受付期間及び受付場所については、公告において明らかにするものとする。
- 5 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答を県ホームページにより公表するものとする。質問に対する回答書の公表方法及び公表期間については、公告において明らかにするものとする。
- 6 質問書の受付期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日から、開札日の6日（愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）前までとするものとする。
- 7 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に開始し、開札日の前日に終了するものとする。
（入札保証金）

第11条 入札保証金については、規則第135条及び第136条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし規則第137条に該当するものについては免除することがある。

- 2 入札保証金の免除については、第8条第1項の規定に基づく事前確認の際に、規則第137条に該当するか否かを判断するものとする。
（開札の執行及び落札決定）

第12条 開札の執行は、第8条第1項の規定に基づく事前確認において、入札参加資格を有していると確認できた者の入札書を開札の対象とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 入札に際し、入札参加者に確認資料の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 3 入札書の提出期限及び開札の日時、場所については、公告において明らかにするものとする。
- 4 入札執行者は、開札後、入札参加者全員の業者名、入札額を読み上げ、規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、愛媛県土木部公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務委託最低制限価格制度実施要綱（平成25年3月27日制定）第3条第1項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のう

ちで最低価格をもって入札を行った者を落札者として決定する。

落札者となるべき同価格の入札をした者が二者（共同事業者の場合を含む。）以上である場合は、くじを実施し、落札者を決定するものとする。

5 入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに当該落札者に対し落札者決定の通知を行うものとする。落札者以外に対しては、県ホームページに入札結果を公表することをもち、落札者決定の通知に代えるものとする。

6 発注者は、落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、当該委託契約を締結しないことがある旨を公告において明らかにするものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第 13 条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第 6 項の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、発注者に対して入札参加資格がないと認められた理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。

3 発注者は、第 1 項の説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（契約保証金）

第 14 条 契約保証金については、規則第 152 条及び第 153 条の規定により契約金額の 10 分の 1 以上の額を納付するものとする。ただし、規則第 154 条に該当するものについては免除することがある。

2 契約保証金の免除については、第 8 条第 1 項の規定に基づく事前確認及び第 12 条第 4 項の規定に基づく開札の結果により落札者となつた者は、規則第 154 条に該当するものとみなす。

（入札の無効）

第 15 条 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに愛媛県建設工事入札者心得に違反した入札は無効とする旨を公告にお

いて明らかにするものとする。

(入札の中止)

第 16 条 第 8 条 第 1 項の入札参加資格の事前確認の結果、入札参加資格を有していると認められる者がいないときは、入札を中止するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。